

【事例 H25-01-24】 滋賀県彦根市

自殺対策ネットワーク構築事業 ＝自殺未遂者支援＝

自傷行為で救急受診した患者が、地域の相談窓口につながり支援を受けることができるよう、ネットワーク会議および事例検討会での議論や検討を重ね、彦根市立病院から市障害福祉課への連絡ツール「相談窓口連絡票」の運用を開始した。連絡票を基に市の担当課が本人または家族に連絡をとり、相談支援を実施した。

【実施主体】 滋賀県彦根市

【大綱の分類】 自殺未遂者への対策

【事業予算】 平成 24 年度 69 千円

- 【利 点】 ・自殺未遂者へ支援、相談、精神科受診につなげることができる。
・自殺未遂者家族への支援、相談につながり、不安軽減ができる。
・関係医療機関と連携が図れる。

【実施に至るまで】

【背景・必要性・理由の概要・等】

- 彦根市の自殺者は、昭和 54 年～平成 8 年までは、年 15 人程度で推移していたが、平成 9 年に 20 人を超えて以来、年間 20 人程度で推移している。
- 地域に精神科医療機関が少なく、うつ病等の啓発をしてもすぐに診る医療機関がない。
- 自傷行為のほとんどの者が救急搬送される彦根市立病院には精神科がないため、搬送された精神疾患を有する患者や自殺未遂者等の身体的処置終了後、精神科医療が必要であってもその対応が難しく、精神科医療機関との連携体制をつくる必要があった。
- 彦根市立病院に自傷行為で受診した人の 87%が休日夜間の受診であり、62%はその日の内に帰宅している。入院は 24.5%であるが、1～2 日でほとんどが退院している。そのため病院のソーシャルワーカーの関与が難しい。
- 上記の課題を解決するため、患者が必要とする精神科医療や適切な相談窓口にスムーズにつながるためのシステムが必要であった。

【計画を立てる上での工夫・等】

- 市立病院の救急外来で、市障害福祉課に連絡するための同意が得やすいよう、説明用のリーフレットを作成した。
- 市立病院の救急外来から市障害福祉課への連絡票および返信用連絡票を作成した。
- 自殺未遂者対策ネットワーク会議と並行して、自殺の背景にある様々な社会的要因に関する相談窓口のネットワーク会議を開催した。
- 「こころの相談窓口」を設置（医療法人に委託）し、自殺未遂者等の相談支援を行った。

【具体的な内容・実施の過程】

- ・自殺未遂者対策ネットワーク会議は、市障害福祉課（課長、課長補佐、担当（保健師2名））が事務局となり、精神科医療機関、救急告示病院、消防、警察、訪問看護ステーションおよび地域生活支援センターで構成し、保健所および県精神保健福祉センターの助言を得ている。
- ・彦根市立病院に自傷行為で救急受診した患者のうち、80%が地域の相談窓口につながり支援を受けることができるようになることを目標として、ネットワーク会議および事例検討会での議論や検討を重ね、彦根市立病院から市障害福祉課への連絡ツール「相談窓口連絡票」を作成し、H23年10月から運用を開始した。
- ・本人または家族の同意が得られた患者について、「相談窓口連絡票」を市立病院が作成して市障害福祉課に送付し、市障害福祉課はこれを基に本人または家族に連絡を取り、相談支援を実施した。
- ・会議や事例検討会は継続して開催し、自殺未遂者に関する情報共有や対策について検討を重ねている。

【成 果】

- ▼ 相談窓口連絡票の運用が始まった平成23年11月から平成24年10月までの1年間の実績は、未遂者50件中連絡件数22件（44%）で、その対応は以下のとおり。

対応 64件（延べ件数）、面接・訪問11件、電話相談40件、関係機関連絡8件、
主治医連絡3件、ケース会議2件

【課 題】 特定の病院だけの連絡票となっており、他病院に受診された自殺未遂者の把握ができない。

【事業種別】 対面型相談支援事業

【準備期間・人数】 不明

【予防段階】 2次

【自治体規模】 112千人 財政規模（平成28年度） 一般会計451億円、特別会計282億円

【自治体負担率】 不明

【事業対象】 精神科医療機関、救急告示病院、消防、警察、訪問看護ステーション、地域生活支援センター

【支援対象】 自殺未遂者

【実施主体・問合せ先】 彦根市福祉保健部障害福祉課

TEL：0749-27-9981

E-mail：shogai-fukushi@ma.city.hikone.shiga.jp

URL：<http://www.city.hikone.shiga.jp/>